

第三次環境基本計画の点検の進め方について

1 次の計画見直しまでの中期スケジュール

- 平成18年は新計画ができて間もないことなどから、点検のための準備期間に充てる。
- 平成19年から都合4回の点検を実施し、5年が経過した時点で計画内容の見直しを行い、計画変更の必要性等について検討を行う

1年目	H18	点検準備（指標の準備、点検方法の審議等）
2年目	H19	点検
3年目	H20	点検
4年目	H21	点検
5年目	H22	点検
6年目	H23	計画内容の見直し、計画変更の必要性検討

必要に応じて計画の変更

（参考）第三次環境基本計画の記述

第三部 計画の効果的实施

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検及び計画の見直し

環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告します。

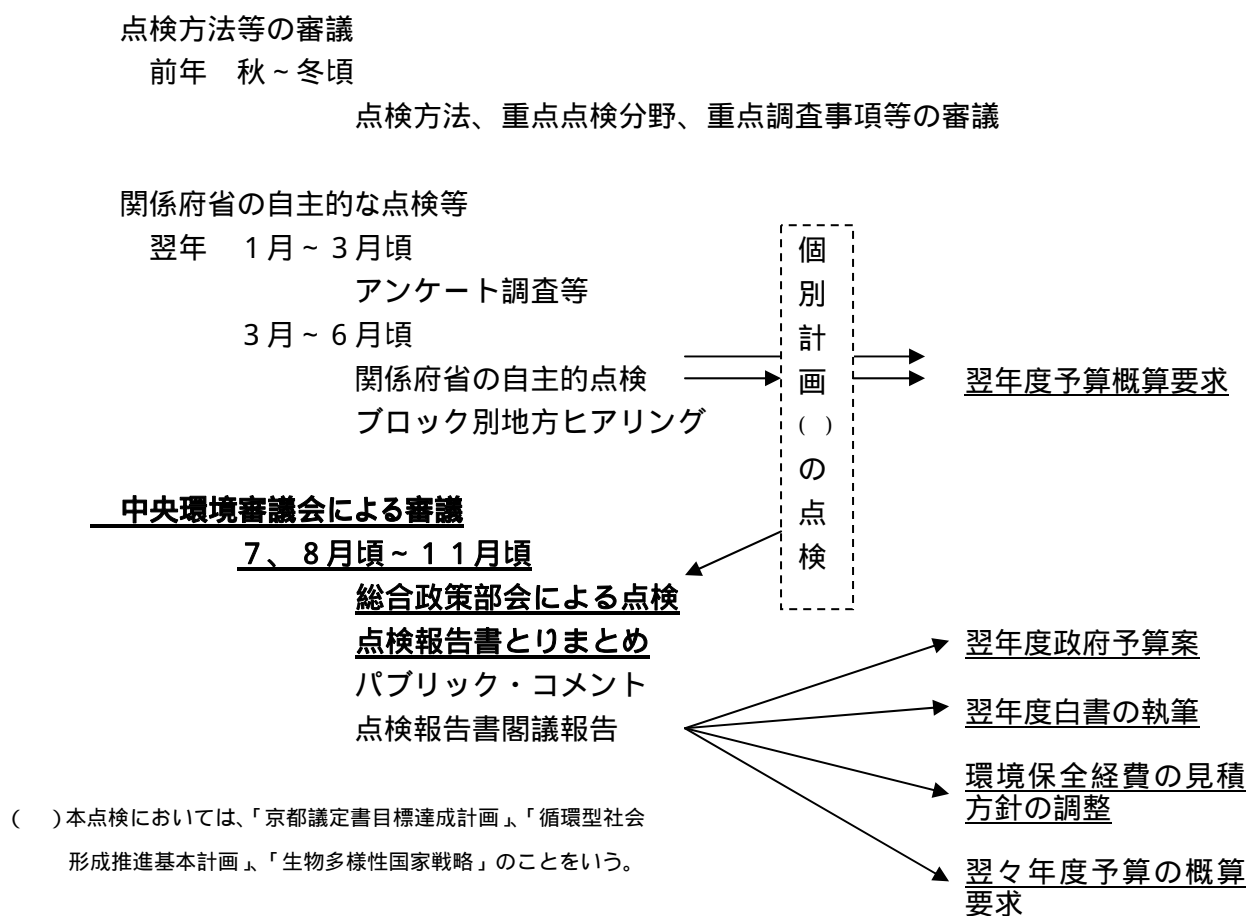
（略）

内外の社会経済の変化や施策の進捗状況に柔軟かつ適切に対応して、環境基本計画の見直しを行うこととし、5年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

2 毎年の点検の進め方

(1) 毎年の点検フロー

- 毎年の点検は、点検方法等の審議、関係府省の自主的な点検等、中央環境審議会(総合政策部会)による審議、の手順で行う。
- これらの時期は、予算への反映時期等を考慮し、以下のとおりとする(第二次計画の点検時に準拠)。



(参考) 第三次環境基本計画の記述

第三部 計画の効果的实施

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検及び計画の見直し

環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告します。中央環境審議会の点検は、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて実施します。

(略)

(2) 点検内容

関係府省の自主的な点検

- 関係府省は、各府省の環境配慮の方針に基づく施策の進捗状況について自主的な点検を実施する。
- 自主的な点検の一環として、「重点調査事項(中環審の関心事項)」については深掘した分析を行い、中央環境審議会に報告する(調査事項に関係する府省のみ)。
- 重点調査事項に加え、環境配慮の方針の運用状況について調査を行い、関係府省の自主的な点検の全体像を把握する。

中央環境審議会(総合政策部会)の点検

ア. 総合的な点検

- 環境基本計画全体の進捗状況について、国民の目からも分かりやすい総合的な評価を行う。
- 総合的環境指標、関係府省の環境配慮の方針の運用状況調査、各種調査等を活用して行う。

イ. 重点分野別の点検

- 第二部第一章の重点分野政策プログラム単位で審議する。毎年5分野程度を「重点点検分野」として事前に指定し、重点的な点検を行う。
- 「重点点検分野」の内容のうち中央環境審議会として特に関心が高い事項を「重点調査事項」として事前に指定し、深掘した審議を行う。
- 重点点検分野の審議には重点調査事項に関係する府省も同席し、関係する重点調査事項について報告する。なお、府省別のヒアリングは行わない。
- 各重点分野別の指標、関係府省の自主的な点検、個別計画の点検等を可能な限り活用して行う。

(重点点検分野に関する補足)

点検のPDCAサイクル確立の観点から、次の見直しまでに各分野少なくとも2回の点検を実施することを目標とする(毎年5分野程度を重点点検分野に指定)。

「重点点検分野」は、個別計画の改定スケジュールや時々々の事情を踏まえて確定する。

(重点調査事項に関する補足)

中央環境審議会の関心事項を「重点調査事項」として事前に指定することで、議論の深化、行政側との対話の促進、点検作業の効率化を図る。

重点調査事項は、深掘した分析が可能となるよう、できるだけ論点を絞った内容になるよう配慮するとともに、関係する府省をあらかじめ特定する。

ブロック別地方ヒアリングをこれまで以上に点検の内容と密接なものとするため、「重点調査事項」との連携を図ることとする。

(3) 指標の活用について

- 点検では、指標の特性、限界等に留意しつつ、指標を活用する。
- 指標については、重点点検分野の指定の有無に関わらず毎年点検を行う。
- また、個別計画がない重点分野については、関連する施策等の詳細な分析も行う。(注)

(注)

生物多様性分野については、個別計画(生物多様性国家戦略)の中に指標が含まれていないため、国家戦略における扱いを検討する必要がある。

(参考)第三次環境基本計画の記述

第三部 計画の効果的实施

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検及び計画の見直し

(略)

点検等に当たっては、第二部第1章の重点分野毎に、各分野に掲げたそれぞれの指標を活用します。また、第三次環境基本計画では、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、環境基本計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、取組の状況等を総合的に表す指標(総合的環境指標)を活用することとします。この場合に、i)各重点分野に掲げた個々の指標を全体として指標群として用いるとともに、ii)環境の各分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群を活用します。さらに、iii)環境の状況等を端的に表した指標として、環境効率性を示す指標、資源生産性を示す指標及び環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標といった指標を参考として補助的に用いることとします。また、これらの指標に必要な検討とデータの整備を進めます。

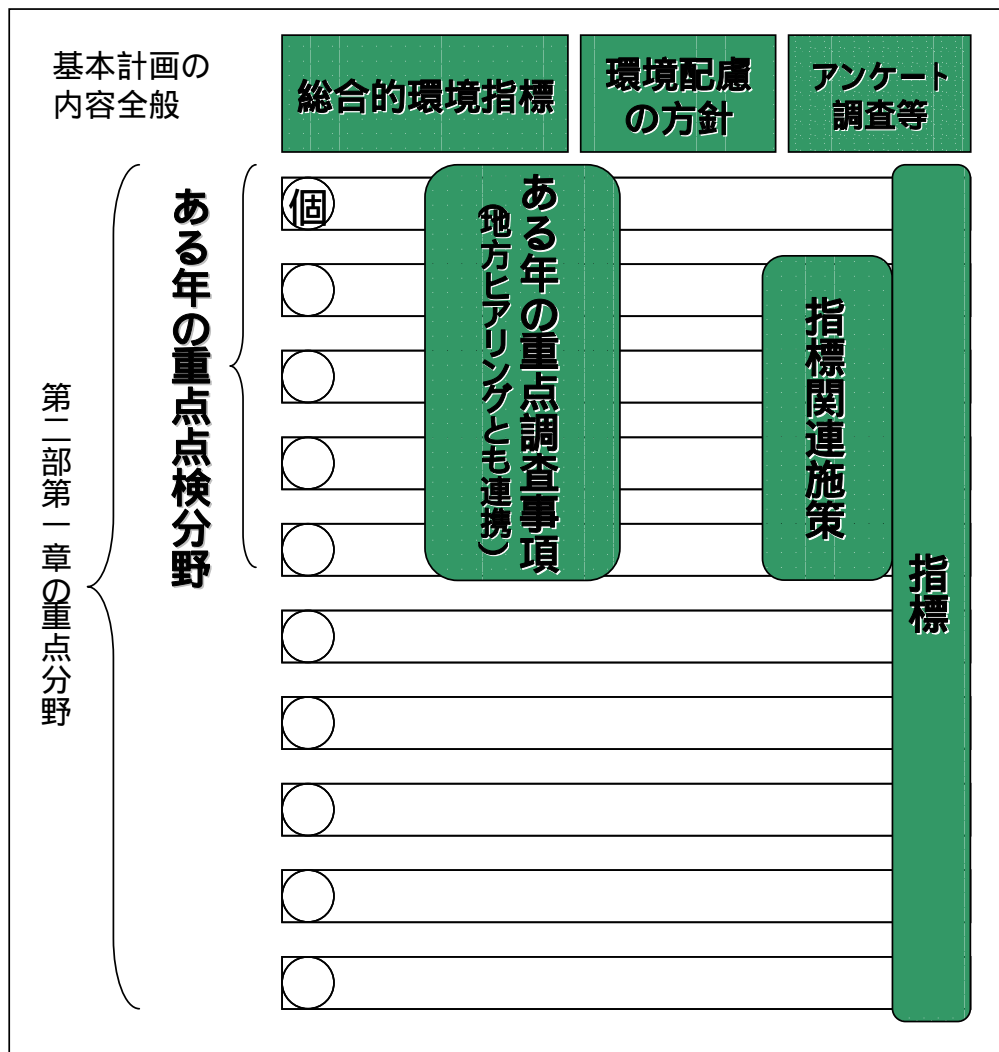
なお、これらの指標の使用に当たっては、それぞれの指標が持つ特性や限界等に十分留意するとともに、指標が本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や社会経済等の状況に即した適切なものであるよう常に見直しを行い、指標の継続性にも配慮しつつ、その発展のため、必要に応じ機動的に変更を行っていきます。また、これらの指標の運用を通じて、目標の具体化及び指標の充実化を図るとともに、その基礎となる科学的知見及び統計の充実、データベースの整備、総合的な評価手法の開発などに努めます。

(略)

点検範囲と重点点検分野・重点調査事項

- **重点点検分野**
 毎年の点検のうち、ある年に重点的に点検を行う分野(基本計画第二部第一章の重点分野に相当)
- **重点調査事項**
 ある年の重点点検分野のうち、中央環境審議会として特に高い関心をもって深掘した審議を行う事項

網掛け部分はある年に調査票等を用いて点検する範囲。網掛けがない部分は明示的な点検は行わないが、総合的環境指標等に総合的に含まれる。
 「個」マークは、個別計画がある分野



(4) 個別計画が存在する分野の扱いについて

- 点検作業の重複を可能な限り避けるため、個別計画が存在する重点分野に関する点検は、可能な限り個別計画の点検等を活用するとともに、以下のような形で簡略化する。
 - ア. 重点分野別の点検における具体的な取組状況等の分析を省略し、代わりに個別計画における点検状況について簡易な報告を行う。
 - イ. 重点分野別の点検における指標に関する施策等の詳細な分析を省略する。

(注)

生物多様性分野については、個別計画（生物多様性国家戦略）の中に指標が含まれていないため、国家戦略における扱いを検討する必要がある。

(5) その他の調査等

- 国民、地方公共団体、事業者等の取組を把握するため、アンケート調査、ブロック別地方ヒアリングなど各種調査を実施する。
- 点検報告書案に対するパブリックコメントを実施する。

(アンケート調査に関する補足)

アンケート調査は、これまでの調査結果との継続性をできるだけ保ちつつ、第三次計画に導入された指標や、各重点分野における各主体に期待される役割に関する記述を踏まえ、必要な補強を行う。

(ブロック別地方ヒアリングに関する補足)

ブロック別地方ヒアリングは、地方の生の声を聞く機会であり、普及啓発の観点、地方環境事務所の活用の観点からも引き続き実施する。

ブロック別地方ヒアリングについては、総合政策部会における審議との連携を強化するため、重点調査事項を踏まえた内容となるよう配慮する。

次の計画改定までに全てのブロックで開催できるよう、毎年3箇所程度ずつ実施する。

(6) 点検小委員会の設置について

- 点検の機動的かつ効果的な実施を図るため、総合政策部会の下に「環境基本計画点検小委員会」を設け、総合政策部会による点検を補佐するものとする。

3 平成19年点検について

(1) スケジュール

- 平成19年の点検は、下記のようなスケジュールで行う。

点検方法等の審議

H18年 11月～12月頃

点検方法の審議、指標の準備指示

- ・総合政策部会（11月22日）

重点調査事項案の選定及び関連する審議

- ・小委員会（12月6日）

点検方法の確定

- ・総合政策部会（12月20日）

関係府省の自主的点検等

H19年 1月～3月頃

アンケート調査等

3月～6月頃

関係府省の自主的点検

ブロック別地方ヒアリング

中央環境審議会による審議

7、8月頃～11月頃

総合政策部会による点検、点検報告書とりまとめ

- ・小委員会：ブロック別地方ヒアリング結果、アンケート調査結果報告等

- ・小委員会：重点点検分野報告

- ・小委員会：重点点検分野報告

重点点検分野報告には関係府省も出席し、重点調査事項について報告を行う。

- ・総合政策部会：総合的な点検、報告書素案審議

- ・総合政策部会：報告書素案審議

パブリック・コメント

- ・総合政策部会：報告書決定、翌年の点検方法の決定

点検報告書閣議報告

参考：第二次環境基本計画の第三回点検（平成16年）では、中央環境審議会による審議として、総合政策部会を3回開催した。

(2) 指標の準備

- 指標のうち、詳細等が未確定のものについては、第1回点検までに指標値が出せるよう準備を進める。準備は、関係省庁の協力を得つつ、個別分野の指標については重点分野の関係部局において、総合的環境指標については環境省が委託等により設置する有識者検討会において行う。

(3) 重点点検分野

- 平成19年の点検の重点点検分野は下記のとおりとする。**
 - ・都市における良好な大気環境の確保に関する取組**
 - ・環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組**
 - ・市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり**
 - ・長期的な視野を持った科学技術・環境情報・政策手法等の基盤の整備**
 - ・国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進**

(今後の予定)

個別計画の改定スケジュールや時々々の事情を踏まえて確定するが、現時点の想定は以下のとおり

重点分野政策プログラム名	19	20	21	22	備考
地球温暖化問題に対する取組					「京都議定書目標達成計画」あり
物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組					「循環型社会形成推進基本計画」あり
都市における良好な大気環境の確保に関する取組					
環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組					
化学物質の環境リスクの低減に向けた取組					
生物多様性の保全のための取組					「生物多様性国家戦略」あり
市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり					
環境保全の人づくり・地域づくりの推進					
長期的な視野を持った科学技術・環境情報・政策手法等の基盤の整備					
国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進					

(4) 重点調査事項

- 平成19年の点検の重点調査事項は参考資料2のとおりとする。

(第1回点検小委員会、第41回総合政策部会での審議を経て決定)

(重点調査事項選定の際の留意事項)

- 1つの重点点検分野の審議時間が1時間程度であることから、各分野2事項程度とする。
- 深掘した分析が可能となるよう、できるだけ論点を絞った内容となるよう配慮する。
- 選定の際には、可能な範囲で、指標の動向も参考とする。
- 報告を求める府省をあらかじめ特定する。
- 選定方法は、第三次環境基本計画策定時に、当該重点点検分野の主担当となった委員が項目案を作成し、小委員会の案を作成する。その後、関係省庁の意見も聴いた上で、総合政策部会において決定する。

(5) ブロック別地方ヒアリング

- H19年の点検では、北海道ブロック、関東ブロック、四国ブロックで実施する。
- ブロック別地方ヒアリングでは、重点調査事項についてもヒアリングする。

(今後の予定)

ブロック	H19	H20	H21	H22
北海道				
東北				
関東				
中部				
関西				
中国				
四国				
九州				